

株式会社京葉興業 戸塚工場

搬入の手引き

令和 6 年 12 月制定

令和 8 年 7 月改定

株式会社京葉興業（以下「弊社」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令、弊社の自主基準を遵守することにより、廃棄物を適正かつ安全に処分を行います。弊社戸塚工場（横浜市戸塚区）に産業廃棄物を処分委託される場合は、この「搬入の手引き」に従ってください。同様な処理施設廃水処理プラント（江東区新砂）の搬入手引きとは、異なりますのでご注意ください。

<目次>

1. 施設の所在地、許可番号、処理方法
2. 受入時間及び休業日
3. 搬入要件
4. 搬入できる産業廃棄物
5. お申込み
6. 事前調査・審査
7. 委託契約の締結と解除
8. 申込内容の変更等
9. 搬入量の計算
10. 処分料金
11. 搬入予約
12. 場内搬入手順
13. 運搬～受付～搬入時の注意事項
14. 抜取検査
15. 受入停止・受入拒否
16. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

1. 施設の所在地、許可番号、処理方法

(株)京葉興業 中間処理場 施設名称 戸塚工場

1) 所在地

〒245-0053

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町 2160

TEL : 045-813-4466 FAX : 045-813-6698

2) 許可番号

横浜市産業廃棄物処分業 第 05620005618 号

施設許可：脱水 10090・10367 号、油水分離 10230 号、中和 10231 号

3) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

脱水、油水分離、中和

	中間処理の方法	産業廃棄物の種類	処理能力
系統 1	脱水 1	汚泥	32.1 m ³ /日
系統 2	脱水 2	汚泥	32.1 m ³ /日
系統 3	油水分離	廃油	28.0 m ³ /日
系統 4	中和	廃酸、廃アルカリ	57.6 m ³ /日

2. 受入時間及び休業日

1) 受入時間

通常営業日 6 時～17 時（新規受入は 8 時以降）

土曜日 8 時～17 時

日曜日 8 時～17 時（時間指定で完全予約）

祝日 8 時～17 時（完全予約制）

※ 完全予約制（11 項「搬入予約」を参照）

2) 休業日

GW・お盆・年末年始、設備メンテナンス受入停止時

※ 年間操業計画あり

3) 受入時間・休業日の変更

次の場合にやむを得ず、受入時間・休業日を変更することがあります。その際は、処理場又は営業担当者から F A X 又は電話にてご連絡致します。

- ① お盆期間及び年末年始
- ② 大規模修繕又は設備故障
- ③ 大雨、強風、台風、大雪、災害等の不可抗力によるやむを得ない事由

3. 搬入要件

- 1) 弊社との産業廃棄物処分委託契約を締結した事業者様
- 2) 前項 1) の事業者様との産業廃棄物収集運搬委託契約を締結、弊社と基本契約を締結した収集運搬業者様
- 3) この「搬入の手引き」を順守し、弊社指定書類を提出していただいた事業者様

4. 搬入できる産業廃棄物

- 1) 弊社の定める受入基準（別紙 1「受入基準」及び別紙 2「判定基準」）に適合するもの。 ※判断しにくいものは、別途ご相談

<戸塚工場で特に注意を要する事項>

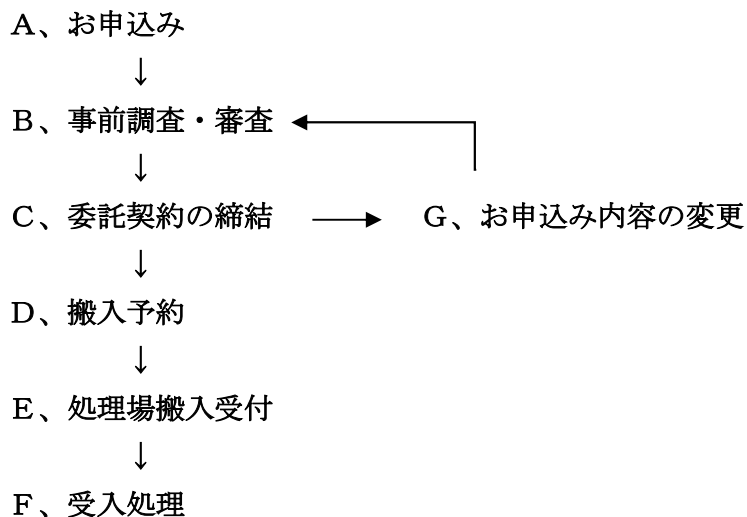
受入口のスクリーンが 40mm であるため、スクリーン上に著しく残さが残るような搬入物は、次の受入作業に支障が生じるので制限をしております。



- 2) 弊社の事前審査に適合するもの
- 3) 弊社が認めたもの

5. お申込み

産業廃棄物の中間処理を弊社へ委託される排出事業者様は、廃棄物の排出事業場ごとに、関係書類を提出してください。以降の事前調査・審査から廃棄物の受入処理までは以下の流れになります。



1) お申込み先

本社営業1部 〒133-0061

東京都江戸川区篠崎町1丁目2番6号

TEL 03-3678-0112 FAX 03-3678-9140

廃水営業課 〒133-0061

東京都江戸川区篠崎町7丁目10番14号

TEL 03-5664-6067 FAX 03-5664-6068

戸塚営業課 〒245-0053

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町2160

TEL 045-813-4466 FAX 045-813-6698

福島支店 〒969-0101

福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八ヶ代山1

TEL 0248-53-3730 FAX 0248-53-4244

2) 必要書類等

- ① 会社案内（パンフレット）又は、業務の内容が明記されたもの
- ② WDS（廃棄物データシート）等の廃棄物の性状・発生工程・取扱注意事項が明記されたもの
- ③ 計量（分析）証明書
※ 環境計量事業所又は公共機関の発行した溶出試験であつて、6ヶ月以内に発行されたもの
- ④ 廃棄物のサンプル（可能であれば現場写真も）

6. 事前調査・審査

- 1) 弊社では、お申込みを受けた産業廃棄物について、書類審査、事業所調査、サンプル調査等により受入基準に適合するかどうかの事前審査を行います。
- 2) 事前審査の結果、受入を承諾するときは、その旨を通知します。
- 3) オフィスビル、ホテル、学校等の建築物に付属する排水槽設備（通称：ビルピット）やレストラン等の厨房施設に付帯するグリストラップの清掃作業に伴って発生する廃棄物は別途、協議の上、サンプル、計量証明書等の必要書類を省略できるものとします。ただし、砂・砂利等異物が混入した場合及び日量 10t 以上の搬入の場合は事前にご相談ください。

7. 委託契約の締結と解除

弊社の受入承諾の通知後に、「産業廃棄物処理委託契約書」の締結をしていただきます。ただし、諸問題（当方の注意の無視、受入基準違反）及びその改善がなされないことにより、弊社が受入困難と判断した場合は、契約を解除する場合がございます。

8. 申込内容の変更等

申込内容の変更は、次の手続きを行ってください。

- 1) 排出事業場の追加は、新規にお申し込みをしてください。
- 2) 排出事業者様及び排出事業場の所在地・名称等の変更、担当部署及び担当者の変更等、変更があった場合は事前にご連絡ください。同様に収集・運搬業者様の変更も事前にご連絡ください。ただし、委託する産業廃棄物の量の減少、期間の短縮は除きます。
- 3) 契約解除を希望する排出事業者様は、契約解除通知書をご提出してください。

9. 搬入量の計算

搬入量の計算方法は、次のとおりとします。

- 1) 総重量と空車重量を量り、総重量と空車重量の差を搬入量とします。
- 2) 契約内容によって、容量を搬入量とすることもあります。ただし、その場合であっても、重量の計量を行います。
- 3) 排出事業所にて計量を行い、受付する場合は予め協議の上、取り決め致します。

10. 処分料金

各廃棄物に対し、個別にお見積致します。弊社営業部署又は担当者にお申し付けください。

11. 搬入予約

- 1) 搬入予約は FAX・メールにて受付を行っております。

搬入予定表は弊社ホームページより取得をお願い致します。

※10t 以上の大型新規案件に関しては、平日（8 時から 17 時）の御予約でお願い致します。

予約受付時間 平日：搬入前日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
土日、祝日については、休日前日までの午前 9 時 00 分から
午後 4 時 00 分までにご予約をお願い致します。

搬入予定表送信先 ：営業担当部署

- 2) 搬入予約のない車両やマニフェスト伝票のない車両は、受付できませんのでご注意ください。

12. 場内搬入手順

- 1) 伝票の記載事項（廃棄物の種類、処分業者欄等）のご確認。搬入車両については、運搬する廃棄物の運搬許可表示が必要です。
- 2) 車両をトラックスケールへ載せ、受付へマニフェスト伝票を提出し、受付手続きと計量手続きを行ってください。受付前の投入は厳禁とします。
- 3) 受付手続き後、係員の指示に従い投入場所へ車両をご移動ください。
- 4) 周囲の安全を確認し入室し、係員の指示に従い投入作業を行ってください。投入時は臭気対策のため、シャッターを閉めさせていただきます。
※シャッターの開閉作業は係員が行いますので、スイッチ類は触らないようお願い致します。

- 5) 排出終了後は、備え付けの洗浄水を使用し、洗浄していただくようお願い致します。
- 6) 投入作業後は、速やかに退室し、受付にて処理後の伝票をお受け取りください。
- 7) 場外出て直ぐの左折（住居区域）は厳禁となっております。（注意看板あり）

1 3. 運搬～受付～搬入時の注意事項

次の注意事項をお守りいただきますようお願い致します。

1) 運搬時

- ①積載廃棄物の飛散又は落下防止措置
- ②施設周辺道路に制限はありませんが、途中通学路がありますので横断歩道では、徐行をお願いします。

2) 場内

- ①受入室以外での荷下ろし準備は、禁止します。
- ②場内の車両走行は徐行願います。
- ③待避場所では、手前から順に駐車してください。係員が誘導します。
- ④車内のゴミ又は契約外の作業ゴミ（ウエス、コンクリガラ等）は、必ずお持ち帰りください。
- ⑤指定場所以外の場内は禁煙となります。
- ⑥受け入れ室内でのハッチ開閉及びダンプアップの昇降は係員の指示に従ってください。
- ⑦受入室は、高さ制限 3,450mm がある為、搬入車両の高さに注意が必要です。
従って、10 トン車ダンパー車のダンプアップは天井との注意が必要です。
- ⑧搬入作業時は必ずヘルメットを着用してください。
お持ちで無い場合は、備え付けのヘルメットをお使いください。
- ⑨搬入作業時は素手やサンダルでの作業は行わないでください。
- ⑩施設内での車両事故等についての責任は、負いかねますのでご注意願います。
- ⑪搬入時車両等による弊社設備品破損等に関しては、お客様の責において弁償していただく場合がございます。
- ⑫場内及び投入室は安全及び保安全管理上、監視カメラを作動しております。ご了承ください。
- ⑬その他、弊社係員の指示に従ってください。

3) 毒性ガス（硫化水素等）の含まれる汚泥の搬入手順

排出作業時の安全を確保するため、毒性ガスが含まれると予想される場合は、以下の手順での搬入をお願いしております。また、毒性ガスが高濃度である場合は、搬入をお断りする場合があります。

- ①マニフェストを提出する際に、汚泥に毒性ガスが含まれる場合は、受付にお伝え

ください。

- ②毒性ガスが含まれる汚泥の排出作業時は、他車輛は同時に作業できません。投入室内で他車輛が作業中の場合は、退室までお待ちください。
- ③シートシャッターを閉めずに通気を確保します。
- ④排出前に周囲に人がいないことを確認し、人がいる場合は、ガス発生の危険性があることを伝え避難させてください。また、人が近づかないようお声掛けください。
- ⑤ガス警報器が鳴った場合や強臭、異臭を感じた場合は、直ちにその場から離れてください。
- ⑥汚泥投入口付近での作業はなるべく避け、他の搬入業者の投棄物にも注意を払い作業後は、速やかに退室してください。
- ⑦吸引車のタンク内には、高濃度の毒性ガスが混入(残留)されている場合があります。ハッチを開ける際は、むやみに顔を近づけないでください。

1 4. 抜取検査

- 1) 排出事業者様ごとに、不定期で、廃棄物の抜取検査を行います。
- 2) 受入基準に適合しないことが判明した場合には、その廃棄物を持ち帰っていただきます。その際の収集運搬の費用は、排出事業者様の負担とさせていただきます。
- 3) 判定基準以上の結果が出た場合は、速やかに原因を調査し、対処してください。
- 4) 抜取検査で基準違反があった場合は、契約解除又は、改善するまでの間、受入中止とさせていただきます。

1 5. 受入停止・受入拒否

次に該当する場合は、受入停止とさせていただくことがあります。

- 1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、関係法令、弊社の自主基準、委託契約、この「搬入の手引き」を遵守しないとき
- 2) 申込書等に虚偽又は不正を発見したとき
- 3) 弊社の二次処理提携先の最終処分業に支障があると認めたとき
- 4) 弊社処理場の係員の指示に従わないとき
- 5) 搬入車両に廃棄物の運搬許可表示がないとき
- 6) 目視検査、抜取検査に応じないとき
- 7) 一般廃棄物と産業廃棄物を混載して搬入したとき

1 6. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

- 1) 原則、マニフェスト伝票は、C1～E票のみをお預かり致します。
- 2) E票は、最終処分終了後、弊社にて二次マニフェスト照合後、郵送致します。

以上

2026年7月
株式会社 京葉興業
戸塚事業部 戸塚工場

株式会社京葉興業 戸塚工場 受入基準

受入対象項目: 汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ

種 類		受 入 で き ない も の
個 別 基 準	汚泥	1. 弊社の判定基準値以上のもの 2. 無機性のもの
	廃油	1. 鉱物系の廃油 2. 引火性、自然発火性のあるもの 3. 動植物性の油脂で高濃度なもの 4. 流動性がないもの
共通基準		1. 次に掲げる事項に該当するもの ① 特別管理産業廃棄物(pH2以下12.5以上のもの) ② 下水道法に定める制限量を著しく超えるもの ③ コンポストとして施肥した際、植物育成に障害のある成分を含むもの ④ 微生物難分解性のある成分を含むもの (高塩分、合成洗剤等を含む廃水) ⑤ 微生物殺菌性及び阻害性のある成分を含むもの ⑥ 高濃度に有機性成分を含む廃水(シロップ、乳製品、サラダオイル) ※排水処理工程の活性汚泥処理に支障があるもの ⑦ 著しく悪臭を発生するもの ⑧ 著しく発色性、又は発泡性を有するもの ⑨ 感染性のあるもの ⑩ 有毒性ガスが発生するもの(硫化水素ガス等) ⑪ 総理府令(平成7年10月2日 第51号)に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」を超えるもの ⑫ 農林水産省告示(昭和25年6月20日 第177号)に定める制限量を著しく超えるもの 2. 粘性があり、水中ポンプで移送できないもの 3. 砂、砂利を多量に含むもの ① 小型車(4t車以下)で搬入総量の20%未満とする ② 日祝・早朝6:00～8:00は受入不可 4. 繊維、ゴミ等を多量に含み、運転設備に支障を与えるもの ① 受入口のスクリーンが40mmのため、スクリーン上に著しく残る搬入物は制限   ② 受入室高さ制限3,450mmのため、10トン車ダンパーのダンプアップに注意必要 5. その他、維持管理に支障がでるもの若しくは、支障が予想されるもの

株式会社京葉興業 戸塚工場 判定基準

対象物質又は項目		判定基準 mg/L以下	判定実施項目
有害物質項目	① アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	総水銀又はその化合物	0.005 mg/L 以下	
	② カドミウム又はその化合物	0.03 mg/L 以下	
	③ 鉛又はその化合物	0.1 mg/L 以下	
	④ 有機燐化合物	0.2 mg/L 以下	
	⑤ 六価クロム化合物	0.2 mg/L 以下	
	⑥ 砒素又はその化合物	0.1 mg/L 以下	
	⑦ シアン化合物	1 mg/L 以下	
	8 PCB	0.003 mg/L 以下	
	9 トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
	10 テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	
	11 ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下	
	12 四塩化炭素	0.02 mg/L 以下	
	13 1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下	
	14 1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下	
	15 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下	
	16 1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下	
	17 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下	
	18 1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下	
	19 チウラム	0.06 mg/L 以下	
	20 シマジン	0.03 mg/L 以下	
	21 チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下	
	22 ベンゼン	0.1 mg/L 以下	
	23 セレン又はその化合物	0.1mg/L 以下	
	24 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下	
	25 ダイオキシン類	3 pg-TEQ/L以下	
	26 ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下	
	27 ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下	
	28 砒素含有量	50mg/kg (乾量値)以下	△
	29 カドミウム含有量	5mg/kg (乾量値)以下	△
	30 水銀含有量	2mg/kg (乾量値)以下	△
	31 ニッケル含有量	300mg/kg (乾量値)以下	△
	32 クロム含有量	500mg/kg (乾量値)以下	△
	33 鉛含有量	100mg/kg (乾量値)以下	△
	34 銅含有量	300mg/kg (乾量値)以下	△
	35 亜鉛含有量	900mg/kg (乾量値)以下	△
環境項目他	36 総クロム	2mg/L 以下	
	37 銅	1mg/L 以下	
	38 亜鉛	1mg/L 以下	
	39 フェノール類	0.5mg/L 以下	
	40 溶解性鉄	10mg/L 以下	
	41 溶解性マンガン	1mg/L 以下	
	42 ニッケル及びその化合物	1mg/L 以下	
	43 水素イオン濃度(pH)	2を超え12.5未満	○
	44 殺菌性物質質量	検出されないこと	○
	45 微生物阻害性物質質量	検出されないこと	○

- 弊社処理場は特定産業廃棄物及び有害物質を含む特別管理産業廃棄物は取り扱いできません。
- 特定業種及び特定施設に非該当でも上記基準を超過するものは取り扱いできません。
- 印の判定項目は施設機能上、必須項目となります。
- △印の判定項目は発生工程により準必須項目となります。
- 「1～25」の試験方法は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境省告示13号)」で行います。
- 「26～35」の試験方法は「下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省・建設省令第一号)」に準拠して行います。
- 「36～44」は発生工程、成分情報により、殺菌性、微生物阻害性物質を判定項目に追加します。